

親景判とある文書に『金津庄御公用錢都合四拾七貫文渡申候。此内四貫文は犬丸名之分に運上候。』とある。この金津庄犬丸名は河北郡であらう。

イヌキカクチ 乾垣内 石川郡中奥郷に屬する部落。

イヌキスケナホ 乾祐直 通稱新四郎、字は子健。莊岳又は山水堂と號する。金澤の人。伊藤由言・土橋辰真に學び、享保十七年加賀藩の老臣横山隆達の學士となつた。明和八年八月歿、享年七十餘。著す所莊岳楚語二卷・莊岳集がある。

イヌキホ 成井保 三宮古記に成井保がある。これは成井保で、石川郡中奥郷乾垣内であらうといはれる。

イネタカトモ 稻孝興 宣義の子で、通稱を新助といひ、加賀藩から毎二十人扶持を受けた。享保十九年幕府が宣義の遺著庶物類聚を補修せんとした時に、召されて之に参加したが、未だ業を卒へるに至らずして江戸に客死した。

イネチツル 稻千鶴 宣義の子で京都に住し、後に新助と稱した。初め加賀藩から十人扶持を受け、享保十九年更に十人扶持を加へた。

イネノフヨシ 稻宣義 本姓稻生。通稱初

め正助、後に若水。諱は彰信、又は宣義。若水がその通稱であることは、前田綱紀への上書に稻若水彰信とあるによつてわかる。號は白雪道人といふた。明暦元年生。父の恒軒は宮津侯永井尚征の儒醫であつた。宣義十一歳

で大坂に出て、醫を古林見宜に學び、翌年父は致仕して宣義その跡を受けたが、尙見宜の

門に留ること六年。次いで京都に往き經義を伊藤仁齋に受け、業成つて宮津に歸り、尙征の子尙長の侍臣となり、明善堂の教授を兼ねた。延寶八年尙長の封を除かれるに及び、宣義は京都に出て諸生に教授したが、遂に本草學の大成に志し、前田綱紀の助力を得んと欲し、木下順庵を介して仕を求め、元祿六年金澤に來遊したので、侯は儒員に加へて二百俵の歳俸を與へた。宣義即ち七年十月食物傳信察を編せんことを請ひ、一年にして成り、之を侯に上つた。綱紀は之によつて宣義の學才を認め、庶物類聚を編せしめて本草綱目の遺漏を補はんとした。宣義元祿八年七月金澤を辭し、爾後拮据精勵その事に従つたが、不幸にして正徳五年七月五日六十一歳を以て病歿し、その著三百六十二巻で中途に廢せられることになつた。但しこれはその後幕府によつて繼續完成せられることになつた。その他結語別集・本草別集・食物本草・物産目錄・探藥獨斷等の著がある。宣義は明治四十二年九月十一日特旨を以て從四位を追贈せられた。

是は京都東北院の境内にある。因にいふ、宣義が金澤にゐた間の住所は十間町であつた。元祿八年三月御算用場の達書に、藥種商賣人共稻若水方へ罷越、相尋候品候はゞ可承。若水宅は十間町であるとのことを載せる。

イネノゴウ 異年號 加能一國の文書中に、異年號を記したものが二種ある。その一は得江文書中の、白鹿二年卯月廿日得江九郎に宛てた行貞の執達狀であり、白鹿二年が興國七年(正平元年・貞和二年)であることは世に知られて居る。その二は阿部判官義宗が、殊州・鳳至一郡の山界に關して書いたものと傳へら

れ、法徳九年八月六日の日附を有する。越登賀三州志故墟考に據れば、阿部判官は殊州郡黒峰法立山の城主であつたといひ、地方人もその名を噴々するが、法徳の私年號は他に所見なく、彼が判官といつたことも訝しく、文書亦その體を得て居ない。案するに、この文書は、寛文九年殊州郡大町泥木の里民が、鳳至郡某村と入會地を争うた際初めて加賀藩に提出せられ、是に由つて勝訴になつたものであるから、略その作製の時代が推察できる。

イノウタダタカ 伊能忠敬 通稱三郎右衛門・勘解由、東河と號し、下總佐原の人。享和三年平山郡藏・伊能秀藏・尾形慶助・村澤大兄・小野良助・伊能吉兵衛・僕久兵衛を従へて北陸に入り、越前の測量を終へた後、六月廿四日越前吉崎より來りて大聖寺に泊り、翌日塩屋村に初めて加賀沿岸を測り、此の間に一隊をして本街道を測量せしめ、七月二日金澤に入り、五日羽咋郡今濱に着した。こゝにて又二隊となり、平山郡藏は西岸より能登半島を繞り、七尾を経たる本隊と七月廿四日鳳至郡甲村に合し、共に島地祖母ヶ浦に渡り、本隊は南浦、平山隊は北浦を測量し、廿七日半浦にて合し、所、口に渡り、和倉に泊し、廿九日所口を發して、八月朔日東濱村に止宿し、次日越中に入つた。

イハアナ 岩穴 羽咋郡河内の内の小字。
イハアナガハ 岩穴川 ↓クマキガハ、熊木川。

イハウチ 岩内 能美郡山上郷に屬する部落。
イハウチ 岩内 應永廿一年四月十九日附足利義持の判書に、『加賀國倉光開發岩内村玉

鉾郷内石丸名田登町七段拾五代畠九段中略、早任相傳知行之旨、倉光隱増丸可領掌之狀如件。』とある岩内村は、石川郡の地と見える。併し今は同郡にこの村名がない。

イハカタ 岩方 曆應四年八月七日攝津掃部頭親秀の讓狀に、『加賀國倉月庄内岩方村半分云々。』とあり、大永七年・享祿四年の文書にも岩方村に室町將軍の料所があつたことが見える。この岩方村は現に存しないが、倉月庄は後に較月庄と書くもので、後世の石川・河北二郡に跨るが、名主に大浦高桑六郎左衛門が居たり、松寺附近であつたりすることが他の文書によつて知られるから、河北郡であることを斷じ得る。

イハガフチケンカ 岩ヶ淵喧嘩 文祿元年前田利長越中守山在城の時、齋藤半四郎(四百石)・山口庄九郎(二百石)・宇野甚太郎(三百石)は、事によつて御扶持を召放されたが、尙その地にあつて、一日向井彌八郎と共に山崎五郎右衛門の家に會し、暗夜歸路に就いた。然るに彌八郎が三人と別れてその家に向かうた際、何者かの爲に斬付けられた。萩原八兵衛(五百石)と吉田三右衛門(三百石)とは、こは必ず三人が彌八郎の讒によつて疎を擬はれたものと信じてなしたものであると、彌八郎に勸めて仇を報いしめんとした。是を以て四月十四日半四郎と庄九郎とは上方へ遁れんとしたのを、彌八郎は遂うて河北郡中條に至り斬殺した。八兵衛と三右衛門は今石動で彌八郎を迎へ、共に守山に歸らうとする、半四郎等の知普であつた淺井左馬助(六千石)と、宇野平八郎(三千五百石)とが、岩ヶ淵で彌八郎等三人を迎へ戦ひ、双方共に死傷

を蒙り、岩内 應永廿一年四月十九日附足利義持の判書に、『加賀國倉光開發岩内村玉